

流山市でコンテナ倉庫の建築をお考えの方へ

流山市コンテナ倉庫建築指導要綱

令和元年6月1日
から施行されます！

流山市では、コンテナ倉庫の建築等を行おうとする場合、確認申請または
工事着工の前に届出等の手続が必要です。

対象の建築物

コンテナ等を使用した建築物で、内部を区分して各々を賃貸する目的の倉庫
※ユニットハウスも対象です。

対象の規模

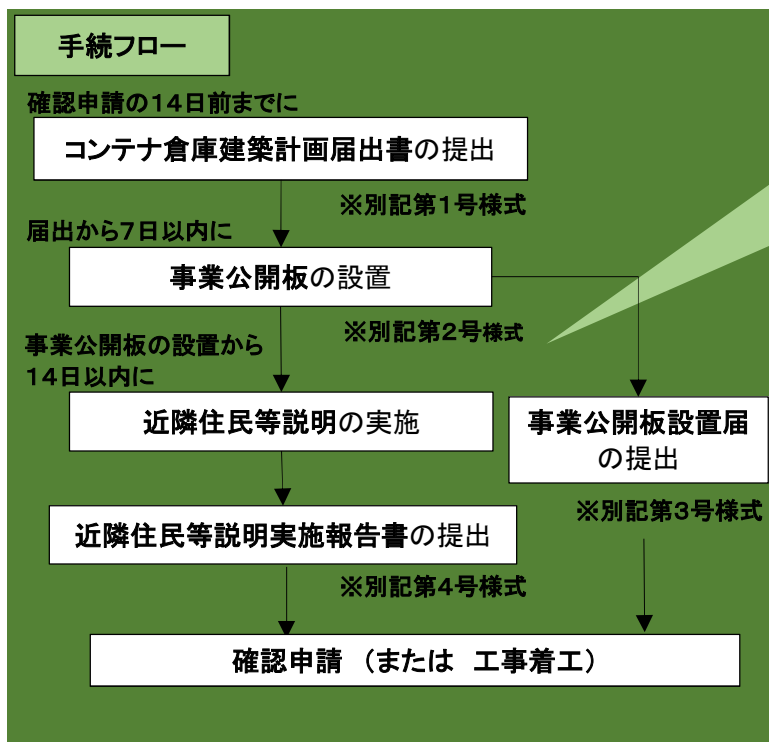
事業区域内のコンテナ倉庫の床面積が100㎡以上となるもの

対象の行為

住居系地域内における、**新築、増築、改築、移転**
または**用途変更**

コンテナ倉庫の建築等にあたっては、次のことに留意してください。

- 周辺環境に与える影響に配慮し、周辺と調和した良好な環境が形成されるよう努めてください。
- 流山市景観計画に即した計画とするよう努めてください。



近隣住民等とは

事業区域に隣接する住民等
(道が介在する場合があります)

※住民等: 土地及び当該土地に存する建築物の所有者及び占有者

届出時に提出するもの

- ・コンテナ倉庫建築等計画届出書(別記第1号様式)
- ・位置図(縮尺 1/2500以上)
- ・配置図(縮尺 1/100以上)
- ・各階平面図(縮尺 1/50以上)
- ・二面以上の立面図(縮尺 1/50以上 開口部の位置、構造、外壁等の仕上げの方法及び色彩を明示する。)

★計画の前に、まずご相談ください。

お問合せ 流山市役所 建築住宅課
04-7150-6088